

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準並びに指導実績

行政指導の名称		適正に管理されていない空き地の所有者への指導及び勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市空き地の環境保全に関する条例
条 項		第4条
所 管 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1332）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 (適正に管理されていない空き地の所有者に対し、条例第3条による所有者の責務の履行を促すため、個々の事案に応じた個別具体的な判断により、条例第4条に従い処理している。)
	備 考	